

かいらん

広報しもだ（お知らせ版）

令和3年
6月号

●発行 下田市役所企画課

●電話 0558 - 22 - 2212

●発行日 令和3年6月18日



下田市メール配信サービス

ご利用ください



同報無線（広報しもだ）の放送内容や休日当番医、災害（新型コロナ、風水害）情報や観光情報など、皆さまのお手元にホットな情報をお届けします。

問合せ先 企画課秘書広報係 ☎22212

8月より施設入所者の食費と居住費（ショートステイ含む）の負担限度額が一部変更になります。

問合せ先 市民保健課介護保険係（窓口④）☎22077

令和3年8月から介護保険負担限度額認定申請に係る負担段階と負担限度額が、下記のとおり一部変更になります。今まで発行対象であった方につきましても負担段階の変更、もしくは対象外となる可能性があります。今までの第3段階が、年金収入等の金額により「第3段階①」と「第3段階②」に分類されます。

預貯金の条件が変わります

補足給付の預貯金要件の見直し	7月まで	見直し後 8月から
年金収入等※ 80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）		単身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身 500万円 夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金収入額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額が変わります

食費の負担限度額の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	見直し後 8月から	7月まで	見直し後 8月から
年金収入等 80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円
対象でない方	負担額は施設と利用者の契約により定められています。			

※居住費の負担限度額は変更ありません。また、生活保護受給者や老齢年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。